

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	知立市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chiryu.aichi.jp/shisei/kokai/1491383610879.html

執行機関名 知立市長

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年知立市条例第10号)による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		知立市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第5項 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年知立市条例第10号)による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年知立市条例第30号) 第3条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、 <u>全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例